



FS ニュース・レター 第73号

巻頭言

食料安全保障の「量の概念」と「質の概念」～ウクライナ紛争を契機として～

2022年2月24日、ウクライナとロシアとの間で紛争が勃発した。実は、それ以前からエネルギーと食料の価格は大幅に上昇していたが、この紛争を契機に暴騰とも呼ぶべき状態になっている。戦後の日本はオイルショックや4年連続の米の不作による緊急輸入などの限定的な食料問題は発生したが、危機的な状況は経験せずすんだと多くの国民は考えているに違いない。しかし、本当にそうだろうか。筆者は、食料安全保障には2つの概念があると考えている。1つは伝統的な「量の概念」、もう1つは全く無視されている「質の概念」である。

まず「量の概念」であるが、短期的な不足に対しては備蓄で対応し、長期的にはゴルフ場で芋を作るという類いの対応である。しかし、新型コロナのパンデミック（あるいはプランデミック）による物流・商流の破壊とウクライナ紛争が重なっただけではなく、日本の農業生産力が農家の高齢化等から崩壊寸前にあることは既にご承知のとおり状況である。さらに、輸入穀物等の食料だけでなくエネルギーや生産資材（肥料農薬等）の輸入も大幅に減少すれば、農業の反収が激減するだけでなく、魚の養殖も漁獲量も激減することから国内生産量では国民の1~2割しか食わせることができないかもしれない。この時、国産の食料に誰がありつけるのだろうか。金を出せば買える状況ではない。国産食料にありつける人は、自ら作る人や獲る人かその手伝いをする人だけであろう。他の人達がどうなるかは想像すらしたくない現実が予想される。我が国の食料安全保障は、「量の概念」では既に数手先に詰むことが決まっている詰め将棋をしているに過ぎない。政府の意図的無策の成せる技であろう。

次に「質の概念」であるが、「量の概念」よりも遙かに深刻な危機に直面していながら多くの人がそのことに気が付いていないという崖っぷち状態である。なぜ政府は、①収穫直前の小麦に除草剤を大量散布するプレハーベスト農法で作った輸入小麦の残留農薬の基準を6倍に緩和したり（日本ではその農法は認められていない）、②日本では使用が認められていない成長ホルモンや女性ホルモンを使用した牛肉や豚肉の輸入を認めていたり（EUも中国もこれらを使用した牛肉・豚肉の輸入は認めていない）、③遺伝子組み替えの分別管理の努力が無駄になるような表示にしたりゲノム編集食品の表示を不要にしたり、④腐らないほど添加物を使ったコンビニ弁当の販売を認めていたり、⑤外食や惣菜などを原料原産国表示の対象外にしたり、⑥食品添加物の実態が分からない表示にしたり、しているのだろうか。もし幸いなことに「量の概念」の危機が発生しなくても、この「質の概念」の食料危機は数十年前から着々と浸透しここ数年一気に加速しており、既に一億総不健康時代に投げ込まれているのかもしれない。政府の意図的積極策の成せる技であろう。

以上のような絶望的な状況の中で国民はどうすれば生き残れるのだろうか。

解決策は、規模拡大でも外国人労働力の活用でも輸出促進でもない。生き残りたい人が生産現場に移住し、自ら安全な農畜産物の生産に関わることである。テレワークの浸透がコロナ禍の恩恵であったのは皮肉である。

（東京大学非常勤講師、(株)全農ビジネスサポート代表取締役社長 久保田治己）

寄稿

種子を公共資産とする潮流

異常気象の増大により各地で頻発する干魃に凶作、新型コロナウイルスとウクライナ紛争による物流停止と金融不安といった混乱が、各国政府の「食と農をめぐる危機感」を急速に高めている。国連とFAOは近々やってくる「飢餓リスク」に警鐘を鳴らし、我が国でもようやく「食料安全保障」という言葉が各所から聞こえ始めた。グローバル化における自由貿易の特性は、平時には便利だが「有事」に弱い。食とエネルギーの輸出大国ロシアへの経済制裁は、各国政府にとってこの2つに関する「安全保障」の踏み絵となり、EUでも制裁の可否をめぐり加盟国の立場は真っ二つに分かれた。一方、ロシアにとっても、今後自国の安全保障にとってボディブローのように足枷となるだろう箇所が、明らかになる。食の源である「種子」の自給力だ。

国力に直結する「食」と「通貨」と「エネルギー」は世界のパワーバランスを塗り替える。

プーチン大統領はこの間ずっと、この3つについての海外依存縮小政策を進めてきた。

SWIFTからの排除は、BRICKSを中心に脱ドル体制を進めてきた流れの通過点として織り込み済みであり、エネルギーについては欧州の制裁後も中国やインドなどへの輸出量拡大が進むだろう。

だが種子問題は依然として、ロシア政府の警戒リスト上位にある。

例えば国内消費量が多く、有事の買い占めの原因となる砂糖については、過去に輸入に頼っていたサトウキビの国産甜菜への置き換えがようやく完了し、自給率を大幅に高める事に成功したとされていた。そんな中、今回のウクライナ危機が露呈させた未解決の問題が、旧ソ連時代に断念した国内種子開発だ。技術や人材面からなかなか追いついておらず、甜菜、トウモロコシ、キャノーラ、ひまわりを初め、殆どの野菜のハイブリッド開発を、海外のF1種子に依存しているのだ。2017年7月、ロシア農務省のピョートル・チェクマレフ穀物局長はこう言った。「食の独立は種子から始まる。我が国は世界中のどの国にも依存しないレベルを目指さねばならない」

加えて、グローバル種子メジャーによる寡占化への警戒もこれを後押しし、武器や天然ガス、石油の輸出で稼いだ外貨で輸入してきた外国種子を国産に置き換えることが、食料安全保障における必須目標とされたのだった。

その結果、トウモロコシについては2021年時点で国内種子による年間5万5千トンを果たした。ロシア農務省は自給目標の6万1千トンに到達するために工場稼働率をあげ生産量を増大できると公言したが、旧ソ連時代の負の遺産はいまも足を引っ張っている。ミハイル・グルシュコフ青果組合長は、前述した甜菜の種子開発が2000年初めに途絶えた背景として70年代以降の交配種選抜禁止を、外国産への依存度が最も高い屋内栽培野菜については、温室など設備投資の原資を持たない育種家を政府が支援しなかった事実を指摘している。

翻って日本はどうか。今や種取り技術を持つ農家は80代から90代の高齢層であり、公共支援がなければ同じ轍を踏むだろう。この現状への危機感から、種子を「公共資産」と位置づけ、在来種のデータベース化を公共の責任とし、国産種苗育成を支援しながら地域毎の食糧循環システムを整備する「ローカルフード法案」が今国会で提出される。同法案は、今やグローバル有事が常態化した世界の中で、米国や南米、欧州、韓国など、各地で急速に広がっている在来種保全の動きの一つになるだろう。

チェクマレフ穀物局長の言葉は他人事ではない。「食の安全保障」の源である種子の存在価値に光をあてるべき時は今だ。真の国益を見抜く眼と、それを本気で守る強い意思が問われている。

(国際ジャーナリスト 堤未果)

2021年秋から中国などの食料輸入の激増による食料価格の高騰とウクライナ紛争の勃発が相俟って、我が国の食料やその生産資材の調達への不安は深刻の度合いを強めている。今突き付けられた現実には、食料、種、肥料、飼料などを海外に過度に依存しては国民の命を守れないということである。

ところが、お金を出しても買えない事態が現実化している中で、お金で買える事を前提にした「経済安全保障」が語られ、貿易自由化を進めて調達先を増やすのが「食料安全保障」かのような議論がまだ行われている。我々は食料自給率向上こそが食料安全保障の根幹と考えるが、一方は自由貿易こそが食料安全保障だと主張している。

この点は、長期的・総合的視点の欠落から説明できる。国内の食料生産を維持するために自給率を高めるのは、短期的には輸入農産物より高コストであっても、国民の命に関わる有事の計りしれないコストを考慮すれば、長期的・総合的コストははるかに低く経済合理的なのである。それこそが安全保障の概念ではないだろうか。あるテレビ番組で、防衛の専門家と筆者の意見が一致したのはこの点であった。

3月28日の国家ビジョン研究会における「日本の独立と食料安全保障の確立」と題する筆者の講演の「解題」として、事務局がまとめた内容に重要な論点がある。

「安全保障とは、国や共同体の独立や安全の脅威となるものを排除したり、何らかの対策を講じたりする政策を言う。軍事という場合は、自国の主権や独立、国民の安全を保障するための安全保障政策。他にもエネルギー安全保障、食料安全保障、地震や台風など災害からの安全保障など。安全保障政策は様々な分野で議論されるべきもの。基本的に抑えておかなければならないことは、安全保障と効率化は両立できないということ。例えば軍隊は何も生産していないし、売り上げも上がらない。安全保障政策と効率化は両立できない。安全保障は、ビジネスの理屈で考えることはできない。冗長性や二重化、バッファなどが安全保障の要諦。ビジネスのように効率的、合理的を追い求めると非常時に対して脆弱になる。安全保障とは平時において、無駄なコストがかかるもの。」
(国家ビジョン研究会事務局)

よく整理された「解題」であるが、論点は、安全保障の概念を経済学の外に置くかどうかである。安全保障の概念を経済学の外に置いて「安全保障と効率化は両立できない」と整理することについては、筆者は経済学の枠組みに取り込んで整理できると考えている。つまり、有事における測り知れないコストも考慮した総合的な効率性の観点から「食料自給率向上が長期的・総合的には経済合理的なのだ」と整理できる。言い換えれば、安全保障は長期的・総合的な効率性と合致するのである。

4月28日の日経新聞も、「食料安保、最後はイモ頼み～不測の事態に乏しい備え」(ニッポンの統治・空白の危機感)と題して「各国が自国優先で輸出を止めた場合日本は食料が確保できなくなる恐れがある」を筆者の言葉として紹介した。しかし、その記事への読者コメントとして「安定した供給を可能にする自由貿易」の必要性が経済学者から語られている。「自由貿易に頼り自国の食料生産を破壊したら有事に国民が飢えるから自給率を上げるのが安全保障だ」という当たり前のことを理解してもらいたい。さらに、彼らはそれに対する反論として「自由貿易と自給率向上は両立する」と主張する。しかし、その根拠となる説得的説明は未だに聞けていない。

(東京大学大学院 農学生命科学研究科 鈴木宣弘)

新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ戦争を受けて、食料安全保障（以下、食料安保（*1））に関する意識が高まり、自民党は2月24日に「食料安全保障に関する検討委員会」（委員長・森山裕元農相）を結成した。

岸田文雄首相の発言も微妙に変化している。通常国会冒頭の代表質問では農業政策について、「（スマート農業や輸出で）足腰の強い農業を構築する」（1月20日）と、従来通りの見解を繰り返したが、ロシア軍侵攻後の参院予算委員会では「とりわけ、食料安全保障という考え方は重要だ」と表明し、「日本の農林水産業をどう支えるのか、政治の大きな責任として考えていかなければならない」（3月2日）と踏み込んだ。

しかし本来、食料安保は極めて幅の広い概念（*2）で、具体的に定義しなければ政策としては何も語っていないのに等しい。そもそも食料・農業・農村基本法（以下基本法）は食料安保を定義していない。条文本文に「食料安保」という言葉も登場しない。唯一19条の見出しとして「不測時における食料安保」と、定義なしで使われているだけだ。

それにも関わらず、農水省はホームページなどで食料安保の説明として、基本法2（食料の安定供給の確保）の2項を援用し「（安定供給は）国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる」と説明している。

つまり、政府は食料安保を「安定供給」という極めて狭い概念として捉えている。この弊害はとて大きく、消費者目線とは真逆の「供給」という発想自体が時代遅れだ。行政の縦割りがそのまま反映され、農水省の所管外と切り離し、「国内生産」「輸入」「備蓄」の3要素は「組み合わせる」パーツであって、統合されていない。

さらに、サプライチェーン（供給網）やフードチェーンの複雑化、気候変動対策など持続可能性に関する国際的な潮流を踏まえていない。食料安保は、食料供給だけを切り離して論じても何の意味もなく、環境政策や労働条件、人権、貧困の撲滅などを包含したフードシステムズ（*3）全体の中で捉えなければ達成できない。時代遅れとなった基本法は「食料システムズ基本法」として再編する時期を迎えている。

*1) 多くのマスコミが準拠する「記者ハンドブック」（共同通信社）は、食料を「食べ物全体」、食糧を「穀物を中心とした食物」と定義し、食料安保、食料品、食糧管理制度、食糧難などと使い分けている。

*2) 国際的には国連食糧農業機関（FAO）の食料安全保障（Food security）の定義「すべての人々が、活動的で健康的な生活のための食事ニーズと食品の好みを満たす十分に安全で栄養価の高い食料に、物理的、社会的かつ経済的に常時アクセスできる場合に存在する状況」が定着しており、アクセス（調達）という消費者目線が貫かれている。

*3) フードチェーンがモノに着目した直線的な発想なのに対して、フードシステムズは食料の隣接分野を包含した面的・立体的な概念である。

（株式会社共同通信社取締役 アグリラボ所長 石井勇人）

寄稿

「食品添加物の国際調和」は誰のためか

食品添加物事業に従事し、加工食品の開発や輸出に幾分の寄与ができたと思うが、反省も含め事例を挙げて課題を明らかにしたい。

2002年に始まった「食品添加物の国際調和（指定添加物46品目、香料54品目）」は、「国際調和」とは名ばかりで、日本の規制を緩めたに過ぎず、そのための審議会の資料もほとんどが厚生労働省の労力でなされた。誰のための「国際調和」であったのか。

食品添加物の指定は、企業からの要請（申請）によるのが原則である。これは、米国FDAでも同様であって、日本の事業者（あるいは事業者団体）がFDAへの請願（申請）を担ってきた。しかし、いわゆる「国際汎用添加物」については、国内外の企業からの指定要請がなくとも国（厚生労働省）が主体となって指定のための資料収集（厚生労働省）と評価（食品安全委員会）を担うこととされ、2002年から「食品添加物の国際調和」と称して、香料以外の食品添加物46品目と香料56品目（香料は課長通知による「類別指定」のため、実際は300品目を超えると思われる。）を指定するとした。

その10年前の1991年に、米国の要請により食用赤色40号が指定された。指定に要する規格作成のための食用赤色40号の不純物約10品目の提供要請が国立衛生試験所担当官からあったので、日本側で合成・精製し提供した。しかし、日本側には、この色素の指定による経済的なメリットは何も無かった。

「国際汎用添加物」についても同様であり、亜酸化窒素とナイシンの指定に要する毒性試験（28日間・90日間反復投与毒性試験）は、日本側の予算で実施した。亜酸化窒素に至っては、ホイップクリームの製造は経済産業省の規制をクリアする必要があるため、国内では生産できず輸入のみであった。

「*Blakeslea triapora* 由来のβ-カロテン（注：2種類の真菌の共発酵で得られる）は合成のβ-カロテンの規格に適合することから改めての指定は不要」との判断や90日間反復投与毒性試験を実施したのも日本側。

また多くの「国際汎用添加物」の評価に要する資料の収集と整理は、一般財団法人日本食品化学研究振興財団が、厚生労働省からの受託で実施したと聞く。

間接的ではあるが、日本の税金が加工食品の輸入のために使用されたことになる。

逆に、食品への使用が日本では認められていてFDAで認められない食用赤色104号（D&C 104）を輸出食品にも使用できるようにする色素添加物請願（CAP）が、IACM（タール色素の国際業界団体）で準備され、日本側は1つの不純物の合成・精製と28日間反復投与毒性試験を実施した。しかし、さらに多くの不純物の検討が必要とのFDA担当官の指摘により、IACMはこの事業を保留とした。

これらの事例が示すように、本来費用を負担する側が負担せず、何の利益もない日本側が「国際調和」に協力してきた。国益に反するのではないかと反省している。ポストハーベス農薬や乳化剤等の「国際汎用添加物」でも同様ではないか。関係者間の情報共有ができていないとは言えない。

厚生労働行政に批判的な立場の方々も交えた幅広いネットワークの構築が必要だと思う。

（特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク 中村幹雄）

寄稿

わが国の輸入農産物にかかる残留農薬基準の問題点

一 ポストハーベスト農薬の食品添加物への指定と残留農薬基準の改定

私は、2009年9月から3期6年間内閣府消費者委員会の食品表示部会委員を務め、数多くの審議の中でも忘れることができない出来事のひとつが、2010年10月4日（第4回）での食品衛生法施行規則の改正案に関する諮問である。

諮問内容は、収穫後の農作物に防かび剤として使用されるポストハーベスト農薬に指定添加物として「フルジオキシニル」を新規に指定し、使用した場合には、必ず表示がなされるように関係する食品衛生法施行規則等を改正するというものであった。新たに指定されることになる「フルジオキシニル」は、既にわが国において「セイビアー」の商品名で灰色カビ病・菌核病対策で果菜類や洋菜類や果物などの農作物に広く使用されている農薬である。海外では国内で使用される農薬を輸出時のポストハーベスト農薬として使う例はあるが、わが国では初めての例である。わが国で現在認可されている輸入農産物に対するポストハーベスト農薬は、イマザリルやオルトフェニルフェノール（OPP）、チアンベンダゾール（TBZ）など5種類あるが、収穫前に使用された時に比べ、数倍から数百倍も残留性が高くなるのが既に問題視されている。加えて、今般、この「フルジオキシニル」がポストハーベスト農薬として認可されれば、ザクロや西洋梨など荷痛みの速い農産物は、ほぼ100%この農薬に置き換わるであろうとの説明であった。

私は、①輸入農産物は消費者の健康面を配慮して決定されているわが国の残留農薬基準値を超えるケースがあるのではないかと、②もし超えていた場合、国産農産物は残留農薬基準値を超えれば食品衛生法違反として出荷停止・回収の厳しい罰則が課されるが、輸入農産物にも同様の措置がなされるのか、の2点質問したが、消費者庁の回答はこの質問に正面から答えず、「実を言うと残留基準を今回見直しているところで、既に残留基準を引き上げている果物があります」として、「桃、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうは、これまでの0.5ppmから5ppmに、その他の柑橘類果実は、これまでの1ppmから10ppmに上げる予定である」と、何と10倍もの緩和をするとの驚くべきものであった。海外の基準に合わせて国内の基準を上げるというもので納得できるものではなかった。この動きの背景には、「フルジオキシニル」を食品添加物として使用したいとする世界最大の農薬メーカーのシンジェンタ社の申請があり、申請者からの安全性の提案を追認する形で食品安全委員会において食品健康影響評価結果がとりまとめられ、農薬の使用基準が見直され残留農薬基準値が緩和されたと推察される。そもそも、食品中に残留する農薬について一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売を禁止する制度(ポジティブリスト制度)が、残留基準のない農薬成分は人の健康を損なうことのないレベルとして一律0.01ppmとしていることと大きく逸脱した措置であり、国民の健康より対外的な配慮(特に米国)を優先した理念も哲学もないものといわざるをえない。その後、2018年に添加物の使用基準が改定され、さらに、アボガド、パイナップル、パパイヤ、ばれいしょ、マンゴーにも食品添加物「フルジオキシニル」の使用が「保存を目的」として認められたことについては、当時の経緯からして納得できるものではない。

(一般社団法人農協流通研究所 前理事長 立石幸一)

寄稿

JA 全農（全国農業協同組合連合会）による飼料穀物の量的質的安全保障の取り組み

食料安全保障には自給率向上が最重要であることは論を待たないが、ほぼ全量輸入に頼っている飼料穀物の場合は、厳しい国際競争を強いられる畜産業を守るための生産資材として異なるアプローチでの努力を続けてきた。

我が国の食卓に並ぶ国産の肉類・卵・乳製品を生産するために国内で約 2,400 万トンの配合飼料が家畜に給与されているが、飼料原料は 8 割以上を輸入に依存している。中でも 5 割近い配合割合を占め、主原料と呼ばれるトウモロコシは、ほぼ 100%を輸入に依存している。JA 全農は、1960 年代から飼料穀物の主要生産国である米国、アルゼンチン、豪州の農協組織との国際農協間協定取引による産地直接購買を開始。1970 年代後半には世界経済の拡大に伴う穀物需要の増大により、日本向けの安定確保が急務となった。そのため、トウモロコシの世界貿易量 8 割のシェアを有する米国に、自ら穀物輸出エレベーターを建設することを決め、1979 年に全農グレイン(株) (ZGC) を設立。その後、80 年代半ばの農業不況で農協組織が弱体化し、穀物メジャーによる寡占化が進んだことから、集荷基盤の強化のため 1988 年に CGB エンタープライズ社 (CGB) を伊藤忠商事(株)との合弁で買収した。

2000 年以降のエタノール向け需要の急増や中国の大豆・トウモロコシの輸入拡大、2012 年米国大干ばつを経て、ブラジル・ウクライナなどの新興産地が頭角を表す中、ZGC はカナダで大麦・小麦・菜種などの集荷・輸出会社を合弁で設立、ブラジルでも穀物集荷・輸出会社を共同運営するなど、産地と品目の多元化に取り組んでいる。

米国では、ZGC の輸出エレベーターの能力増強に加え、穀物メジャーの内陸施設を買収するなど、ZGC は 2021 年度の販売実績が 2,080 万トンに達し、CGB は 120 基以上の内陸施設で約 2,400 万トンの穀物を集荷しており、量の面では、我が国が必要とするトウモロコシと大豆を全てカバーできるだけの調達力を実現している。

穀物生産の量的拡大は、面積拡大に限界があるため単収増加のための農薬多投や品種改良など質的な不安も拡大させた。特に品種改良は、より高いパフォーマンスの種子を求めて 90 年代後半から遺伝子組換技術が導入された。また、種子開発には多額の投資、研究開発費用が必要となることから、多くの種子会社が農薬とのシナジーを求め、大手農薬・化学品企業の傘下に入り、さらには医薬品企業に買収されるなど世界的寡占化が進んだ。

そのため、一部の消費者からはこうした効率性を最優先した新技術や寡占化への不安の声が出るなか、JA 全農は、1991 年に生活協同組合（生活クラブ生協など複数の生協連合会）と協力し、収穫後農薬不使用のトウモロコシを分別保管流通させる IP ハンドリングの先駆的な取り組みを開始。1998 年からは非遺伝子組換トウモロコシを分別するプログラムを追加し、非遺伝子組換種子の供給継続のための契約生産や米国での農家を組織化するなど、消費者の安全・安心に対する「選択する権利」を実現できる継続的なサプライチェーンを確立してきた。

この IP ハンドリングは、穀物メジャーが目指す「大量・効率・コモディティー化（スペシャリティー化の反意）による消費者の意向を軽視し選択肢を狭め企業利益が最大になるビジネスを自由に行う戦略」に抗う取り組みだった。さらに、今日では日本以外の国向けや食品原料向けにも広がり、遺伝子組換の表示義務化の動きにもつながるなど、実需者が生産と物流を変える大きな流れとなっている。今後、地政学的観点からも穀物争奪戦の激化が予想されるなか、量的な安定確保と、消費者の安全・安心に対する質的な「選択する権利」も守れるよう、JA 全農グループの飼料穀物の安全保障の強化・拡充に向けて更なる挑戦を続けていきたい。

（全農グレイン株式会社 上級執行副社長兼 CSO（最高戦略責任者） 川崎浩之）

事務局通信**◆大会関係**

既にご案内の通り、2022年度京都大学大会を、2022年6月18日・19日にオンラインで開催します。総会と個別報告は会員限定となりますが、次の2つのシンポジウムは公開でおこなわれますので、非会員の方も視聴可能です（ただし事前登録が必要です）。広く告知していただきたく存じます。

◎公開シンポジウム「新型コロナウイルス感染症拡大下におけるフードシステム Part.2」

◎座長：金山紀久会員（帯広畜産大学）、鬼頭弥生会員（京都大学）

◎公開地域シンポジウム「フードシステムにおけるオルタナティブとは何か」

◎座長：秋津元輝会員（京都大学）

詳細については学会HPをご覧ください。

◆特別研究会

日本農業市場学会との共催で、2022年5月21日13時より、東京都豊洲市場にて特別研究会「コロナ禍における卸売市場の対応とその持続性・公共性を考える」を開催します。こちらは、事前の申込みが必要です。詳しくはHPをご覧ください。

◆過日、2022年度の会費の納入依頼を送らせていただきました。お忙しい中お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

編集後記

多くの資源や食料を輸入に頼る日本が、国際相場の上昇と円安で大きな困難に直面している。今回のニュース・レターは「食料安全保障」を統一テーマに識者に執筆を依頼した。巻頭言でも指摘した通り食料安全保障には「量の概念」と「質の概念」がある。「量」・「質」ともに種子が最も重要だとロシアの事例もひもときながら主張し、今国会で提出される「ローカルフード法案」にも言及している堤未果氏。さらに食料安全保障は、非効率な概念ではなく長期的には経済合理性があるという鈴木宣弘氏、あるいは石井勇人氏からの「供給」ではなく「アクセス」という消費者目線での再定義が必要、という課題提起もあり今後の議論の深化が待たれる。また、中村幹雄氏からの「食品添加物の国際調和」という国益に反する規制緩和や、立石幸一氏からの「ポストハーベスト農薬の食品添加物への指定と残留農薬基準の改定」が輸出国側の意向で大幅に緩和されてきた内閣府消費者委員会諮問会議での議論経過など、「質の概念」での食料安全保障は既に広く深く損なわれている実態が明らかになった。

JA全農の飼料穀物の取り扱いとIPハンドリングは、世界の穀物取扱業者で知らない者はいないほど有名だが、日本人にはほとんど知られていないので、量と質の両面のエッセンスを紹介した。

最後に重要なポイントを指摘しておきたい。食料安全保障は自給率向上が必須であるが、自国だけが良ければいいという浅薄な概念ではない。なぜなら、もし日本人が輸入食料を高値で買い続けることができたとしても、そのことは途上国の子供達が飢餓に陥ることも同時に意味しているからである。（久保田治己）

FSニュース・レター 第73号

2022年5月10日発行



日本フードシステム学会
The Food System Research Association of Japan

発行 日本フードシステム学会事務局

〒252-0880 神奈川県藤沢市亀井野1866

日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科

TEL/FAX 0466-84-3412

E-mail office@fsraj.org